

一般粉じん発生施設一覧（大気汚染防止法施行令 別表第2）

No.	種類	規模
1	コークス炉	原料処理能力が 50t/日 以上
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ）	面積が 1,000m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ベルトの幅が 75cm 以上 ・バケットの容積が 0.03m³ 以上
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 75kw 以上
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 15kw 以上

特定粉じん発生施設一覧（大気汚染防止法施行令 別表第2の2）

No.	種類※	規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が 3.7kw 以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が 2.2kw 以上
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス（剪断加工用の物に限る。）	
9	穿孔機	

※ 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く